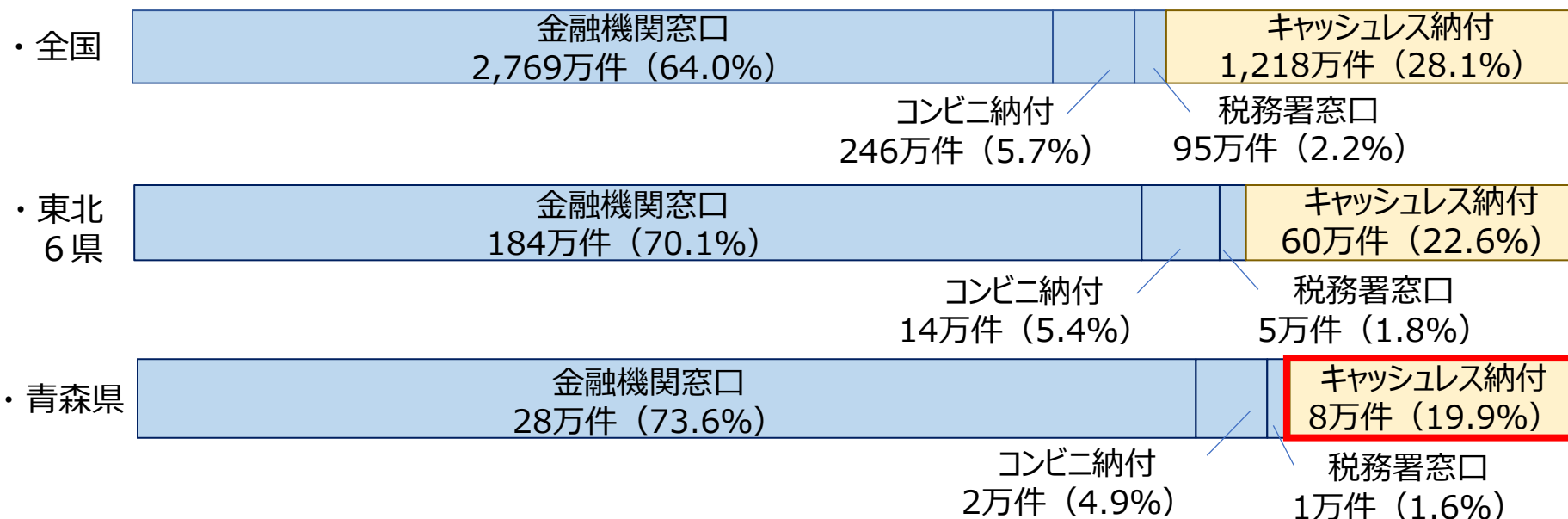


【参考】 国税当局のキャッシュレス納付の利用拡大に向けた取組みと実績

国税庁では、納税者の利便性向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を**4割**とすることを目指しており、非対面の納付手段であるキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

*「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、①ダイレクト納付、②振替納税、③インターネットバンキング等の電子納税、④クレジットカード納付、⑤スマホアプリ納付の合計を指します。

○ 国税の納付件数（手段別内訳：令和4年度実績） ※会計センター経由分、納付受託者によるダイレクト納付分を除く



<国税のキャッシュレス納付割合の推移>

	全国	東北6県	青森県
令和3年度	25.1%	21.3%	19.2%
令和4年度	28.1%	22.6%	19.9%